



国立市 電子契約サービス導入に関する説明会

主催：国立市

運営：弁護士ドットコム株式会社

- 1.利用対象とする契約
- 2.電子契約の利用にあたって
- 3.契約締結の流れ
- 4.国立市からのお願い
- 5.ご不明点のお問い合わせ方法
- 6.アンケート

1.利用対象とする契約

1.対象とする契約

①総務課契約係にて発注する案件

7月1日(火)以降に入札・見積競争等を開始する案件（原則全件）

②主管課にて発注する案件（試行実施）

7月8日(火)以降に契約締結する特命随意契約のうち一部

※契約書、請書、覚書等が対象です。

事業者は、電子契約又は従来どおり書面(紙)での契約を選択可能です。

主管課にて発注する案件については、運用状況を確認しながら対象を拡大していく予定です。具体的な契約ごとの利用可否については、国立市（総務課契約係又は各主管課）にお問い合わせください。



2.電子契約の利用にあたって

2.電子契約の利用にあたって

電子契約の利用を希望される場合、
「電子契約利用申出書」を提出いただきます。

別記様式

電子契約利用申出書

国立市と電子契約サービスを利用して行う契約の締結において、利用するメールアドレスは、次のとおりです。

【担当者】

担当者	役職		氏名	
メールアドレス				

【承認者】

契約締結権限者	役職		氏名	
メールアドレス				

国立市長 様

令和 年 月 日

案件名
所在地
商号又は名称

代表者役職

代表者氏名

【留意事項】

- ※本書は押印不要です。電子メールにデータ添付のうえ提出してください。
- ※電子契約による契約は、紙の契約書による契約と契約条件・効力に相違はありません
- ※メールアドレスは誤りの無いよう、十分ご確認ください。
- ※日付は作成日を記載してください。

電子契約利用申出書の運用方法は以下の通りです。

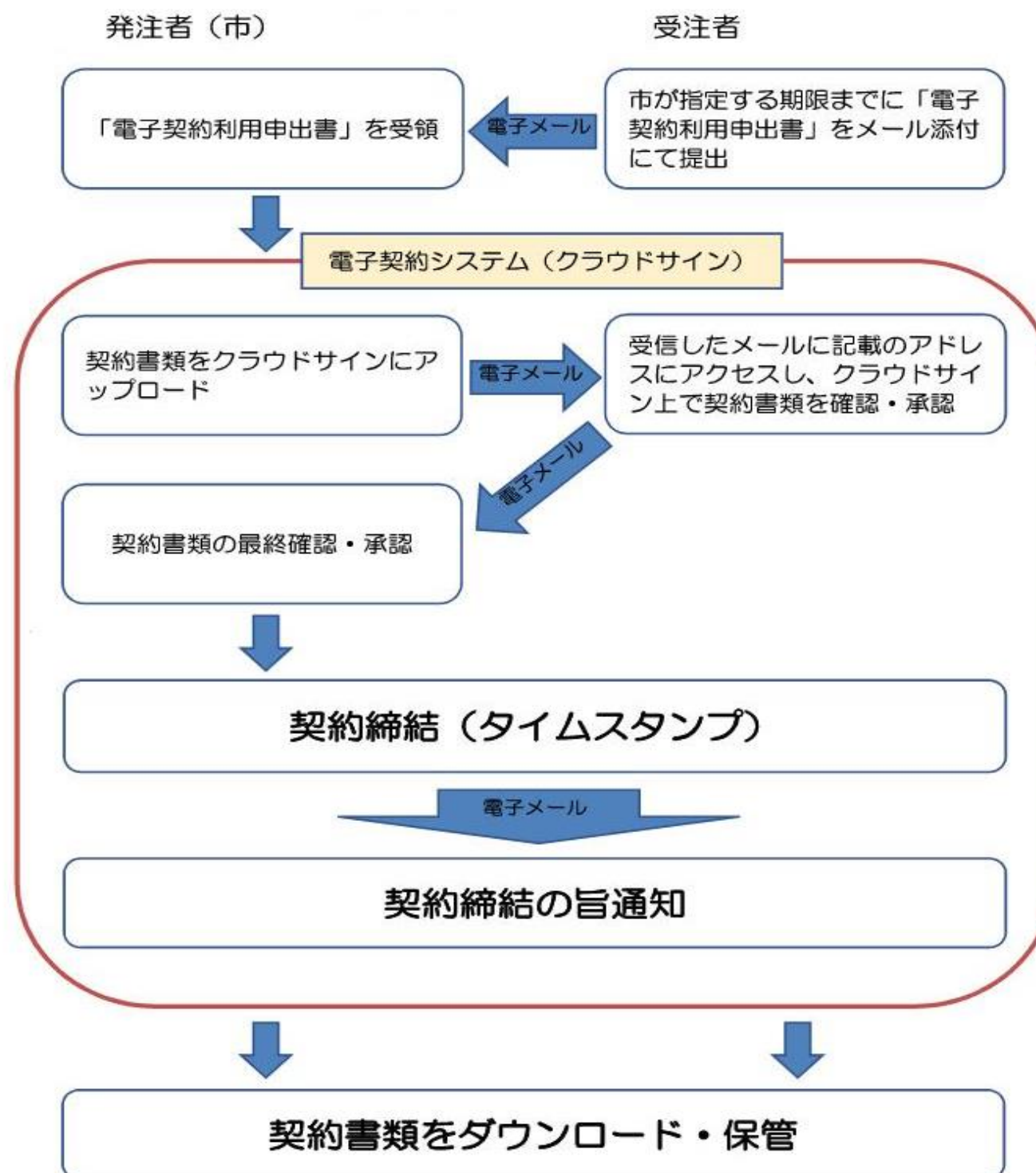
- ・ 提出タイミング：落札決定後
- ・ 入手方法：発注図書に登録
国立市HPに掲載
- ・ 提出方法：メール

※案件毎にご提出が必要です。

3. 契約締結の流れ

国立市の電子契約時の締結締結業務は以下の流れとなります。

電子契約業務フロー



4.国立市からのお願い

電子契約は国立市だけでなく、事業者様にも多くのメリットがあります。

電子契約のメリット

- コスト削減(印紙や印刷、郵送コスト)
- 業務効率化(契約プロセス効率化、契約書管理の効率化)
- 利用が簡単(アカウント登録なし、無料で利用可能)

ぜひ積極的な活用をご検討ください

5. ご不明点のお問い合わせ方法

5. ご不明点のお問い合わせ方法

【運用に関する問い合わせ窓口】

国立市総務課契約係までお問い合わせください。

※ お問い合わせはメール、電話で受付けております。

連絡先(メール) : sec_keiyaku@kunitachi.lg.jp

連絡先(電話番号) : 042-576-2111 内線253,254,255

【クラウドサインについての問い合わせ窓口】

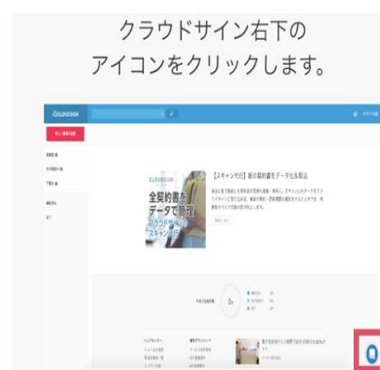


自分で解決！じっくり解説！

ヘルプセンター

「なんでそうなるの？」背景から解消方法まで、わかりやすく解説！困った時はまず読んでみてください。よくあるご質問や各種機能について記事にまとめております。

キーワード検索も可能ですので、知りたいことの単語をいれてご活用ください。



ヘルプの検索より検索が可能です。



こちらがヘルプセンターページです。



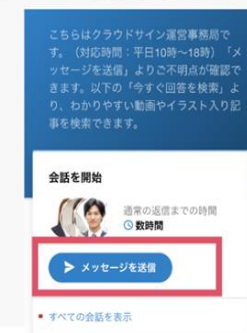
操作方法のお問い合わせ窓口

チャットサポート

クラウドサイン右下のアイコンをクリックし、「メッセージを送信」をクリックすると複数の選択肢が表示されますので、ご希望の内容を選択してください。会話の途中でチャットを閉じた場合でもメールにて通知をいたしますのでご安心ください。



メッセージを送信をクリックします。



6.アンケート

今後の運用の参考のために、本日の説明会についてのアンケートへのご協力をお願いいたします。